

保連発 0317 第 2 号  
保保発 0317 第 1 号  
令和 3 年 3 月 17 日

全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
地方厚生（支）局长  
健康保険組合連合会会长

殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
(公印省略)  
厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

## 特定健康診査及び特定保健指導の記録の写しの保険者間の情報照会及び提供について

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の記録については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 27 条第 1 項及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）第 13 条の規定により、保険者は、加入者が加入していた保険者に対し、当該加入者の特定健診等に関する記録の写し（以下「特定健診等データ」という。）の提供を求めることができ、当該記録の写しの提供を求められた保険者は、記録の写しを提供しなければならないこととされています。

先般、令和 3 年 2 月 5 日に、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 26 号）が公布され、特定健診等データについて、従来認めていた光ディスク等の送付による提供に加えて、オンライン資格確認等システムを活用した提供が可能になるとともに、同システムを活用する場合に限り、加入者への同意の取得等を不要とする等の実施基準の改正を行い、令和 3 年 2 月 20 日より施行したところです。

また、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（令和 3 年 2 月 5 日厚生労働省保険局長通知）において、オンライン資格確認等システムにより特定健康診査（以下「特定健診」という。）の情報（以下「特定健診情報」という。）の写しの提供を行う場合であっても、加入者は、旧保険者で実施された特定健診の情報を現保険者に提供することを希望しない旨の申出が可能であ

り、加入者が当該事項を申請する際の様式例等、運用の詳細については、追って別途示すこととしていたところです。

これらを踏まえ、下記のとおり、特定健診等データの保険者間の提供に係る様式及び留意事項等を整理しましたので、特定健診等データ情報照会等の実施に当たって御配慮いただくようお願いします。

また、本通知は本日より適用することとし、その適用をもって「特定健康診査及び特定保健指導の記録の写しの保険者間の情報照会及び提供について」（平成29年6月6日厚生労働省保険局医療介護連携政策課長、厚生労働省保険局保険課長、厚生労働省保険局国民健康保険課長、厚生労働省保険局高齢者医療課長連名通知）は廃止します。

## 記

### 第1 特定健診等データの情報照会並びに本人同意の取得の趣旨

特定健診等は、内臓脂肪の蓄積に起因して肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起きる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高確法に基づき、保険者が共通に取り組む法定義務の保健事業である。

このため、加入者が加入する保険者が変わっても、保険者において過去の特定健診結果等を活用して継続して適切に特定健診等を実施できるよう、高確法第27条第1項及び実施基準第13条の規定により、新たに資格を取得した加入者が所属する保険者（以下「現保険者」という。）は、当該加入者が加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）に対し、当該加入者の特定健診等データの提供を求めることができ、当該記録の写しの提供を求められた旧保険者は、現保険者に記録の写しを提供しなければならないこととされている。

また、特定健診等データは、特定健診の検査結果や服薬情報など加入者本人にとって機微性が高く、第三者には知られたくない情報も含まれていることに加え、DVD等の媒体を用いて提供を行う場合は、情報漏えい等のリスクがあることなどを踏まえ、特定健診等データを提供する場合には、旧保険者から当該加入者に対し、特定健診等データを提供する趣旨と内容について説明を行い、同意を得なければならぬこと、ただし、特定健診等データの提供を求めた現保険者において当該加入者に対し説明を行い、同意を得たことが確認できたときは、この限りでないこととしている。

一方、オンライン資格確認等システムを活用する場合には、安全な環境の下で特定健診等データの提供を行うことが可能となることから、この場合に限り加入者の説明及び同意の取得は不要としている。

## 第2 提供される特定健診等データの範囲

提供される特定健診等データの範囲は、原則として、実施基準第10条の規定により保存が義務づけられている旧保険者が保有する当該加入者の特定健診の記録の写し（※1、2）とし、特定保健指導の記録は含まないこととする。ただし、前年度、旧保険者において当該加入者に対し特定保健指導を実施したかどうかという情報は、当該年度の現保険者における特定保健指導の対象者の選定や実施の要否の判断に関わることから、現保険者から当該加入者の前年度の特定保健指導の実施に関する記録の写しの提供を求められた場合には、旧保険者は当該記録の写しを提供しなければならない。

- (※1) 特定健診等データについては、実施基準第10条の規定に基づき、特定健診の記録の作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいざれか短い期間、当該記録を保存することが義務づけられている。
- (※2) 旧保険者において、加入者本人の同意の下で、5年間の保存期限を超える記録を管理している場合、当該保存期限を超える記録を加入者本人の求めに応じて、旧保険者が本人に提供することは可能である。また、現保険者が当該保存期限を超える記録を取得する必要がある場合は、本人の同意の下で、当該加入者本人を通じて取得することは可能である。

## 第3 特定健診等データの提供方法

### 1. オンライン資格確認等システムを用いる場合

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健診情報を閲覧することができる仕組みが構築されており、保険者は、「保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査情報等について」（令和2年3月31日保発0331第6号厚生労働省保険局長通知）に示すところにより、オンライン資格確認等システムに本人の特定健診情報に係るファイル（以下「閲覧用ファイル」という。）を格納することができる。

改正後の実施基準第13条第2項により、旧保険者が現保険者にオンライン資格確認等システムを用いて加入者の特定健診等データを提供することが可能（※3）であり、この場合は、実施基準第13条第1項に基づき、当該加入者に対して、特定健診等データを提供する趣旨及び内容について説明すること及び特定健診等データの提供に係る同意を得ることは不要となる。

一方、加入者は、旧保険者が保有する特定健診等データを、オンライン資格確認等システムにより現保険者に提供することを希望しない場合は、現保険者に対してその旨の申出をすることが可能であり、当該申出があった場合は、現保険者は旧保険者に対し、当該加入者に係る特定健診等データの提供を求めてはならな

いこととする。

各保険者においては、加入者が当該申出を円滑に行うことができるよう、資格取得時において当該申出に係る申請書を配布することや、ホームページ等へ申請書を掲載することなどを通じて、当該申出が可能であることを加入者に周知されたい。

なお、当該申出に係る申請書については、その様式例を別添1のとおりお示しするので、参照されたい。

(※3) 法令上はオンライン資格確認等システムを用いて、特定保健指導に関する情報を含む特定健診等データの提供を可能としているが、現在、オンライン資格確認等システムでは特定健診情報についてのみの登録が可能とされているため、特定保健指導に関する情報の提供を行う場合は、当面の間、第3の2の方法で行うこととする。

## 2. オンライン資格確認等システム以外の方法で行う場合

旧保険者は、第3の1のオンライン資格確認等システムを用いた特定健診等データの提供のほか、電子的方法により作成された特定健診等データを記録した光ディスク等(※4)を送付する方法その他の適切な方法により、現保険者に特定健診等データの提供を行うことが可能である。

この場合の特定健診等データの提供方法としては、①旧保険者が加入者本人に特定健診等データを提供し、当該加入者本人が現保険者に提出する方法（これは保険者間での情報照会には該当しない）、②現保険者が当該加入者本人の同意を得た上で、旧保険者に加入者の特定健診等データの提供を依頼し、旧保険者が現保険者に特定健診等データを送付する方法がある。

①の方法をとる場合には、旧保険者において、資格喪失前に加入者に対し、特定健診等データを新たに加入する保険者に提出できること、提出することで継続した健康管理が受けられること、特定健診等データを紛失した場合は再発行に応じること等を説明するとともに、資格喪失時に特定健診等データを加入者本人に提供することが求められる。

また、②の方法をとる場合には、まずは現保険者において、資格取得時に、加入者に対し、旧保険者での特定健診等データを保有しているかどうかを確認することとする。この上で、当該加入者が特定健診等データを保有していない場合には、現保険者において、当該加入者への継続した特定健診・特定保健指導が可能となる旨の特定健診等データを旧保険者から取得する趣旨、旧保険者から取得する記録の写しの範囲について説明した上で、本人の同意を得る。その上で、現保険者から旧保険者に特定健診等データの情報照会を行い、旧保険者から現保険者に提供する。

なお、情報照会及び提供並びに本人同意の取得に当たっては、円滑な手続きを確保するため、保険者において別添2～4の様式例を用いることが望ましいが、

保険者協議会で定めた様式を用いても差し支えないこととする。

(※4) 効率的な記録管理ができるよう、光ディスク等の電子的な記録媒体により提供することが望ましいが、紙媒体に記録して提供する方法でも差し支えないこととする。

#### 第4 特定健診等データの提供の費用負担及びデータの管理

第3の1で示したオンライン資格確認等システムを用いて特定健診等データを提供する場合における費用負担については、保険者と支払基金との間の契約により定められることとなる。(なお、健康保険組合及び全国健康保険協会は、令和2年度及び令和3年度については、支払基金との間で締結する、「社会保障・税番号制度の中間サーバー等情報連携事務及びオンライン資格確認等事務に関する契約書」に当該費用負担に係る事項が含まれているため、新たな契約は不要である。)

第3の2で示したオンライン資格確認等システム以外の方法を用いて特定健診等データを提供する場合において、光ディスク等の電子的な記録媒体又は紙媒体を用いる場合にあっては、旧保険者において、特定健診等データを光ディスク等の電子的な記録媒体又は紙媒体に記録するために要する費用を負担することとする。また、特定健診等データを記録した媒体の送付にかかる費用、提供されたデータを現保険者のシステムに登録する費用は、現保険者において負担することとする。

保険者は、保険者間の特定健診等データの情報照会及び提供に対応するため、①加入者(実施基準第10条に基づく最低保管年限中の記録の対象者である元加入者を含む。)及び他の保険者の求めに応じて、個人の特定健診等データを保険者のシステムから抽出できるようにする(抽出する媒体は電子媒体と紙媒体のいずれでも可とする)、②加入者及び他の保険者から提供された加入日以前の特定健診等データをシステムに登録できるようにする必要がある。(※5)

(※5) 高確法第22条及び実施基準第10条の規定により、保険者は、特定健診等データを他の保険者に求め、その提供を受けた場合に、当該データを電磁的方法により保存しなければならない。このため、この提供された加入日以前の特定健診等データは、現保険者ではシステムに登録できるようにする必要がある。現保険者が旧保険者に特定健診等データを求めるのではなく、継続的な健康管理に資するよう、本人から加入日以前の特定健診等データの提出を受けた場合でも、法令の趣旨を踏まえれば、現保険者では当該加入日以前の特定健診等データをシステムに登録することが求められるが、例外的にシステムへの登録ができない場合には、システム更改時等に登録が可能となるよう措置するとともに、それまでの間は、紙媒体により、記録の作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間、適切に管理する必要がある。

(別添 1) 加入者からの不同意の申請書の例

オンライン資格確認等システムによる  
保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書

私は、(※特定健診情報の提供を受ける保険者名)が、オンライン資格確認等システムにより、当該（組合・協会・市区町村・事業団）に加入する前に加入していた保険者に対し、特定健診情報の取得の作業を行うことに同意しません。

記入日： 年 月 日

○○○保険者○○○長殿  
(特定健診情報の提供を受ける保険者の長)

加入者様記名欄

フリガナ	
氏名	
(代理人記入の場合、代理人氏名)	
(続柄 )	
被保険者等（又は加入者等若しくは組合員等若しくは被保険者）記号・番号	

(別紙)

## オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

(※特定健診情報の提供を受ける保険者名)は、オンライン資格確認等システムを導入しています。

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているものであり、このシステムの機能の1つとして、当(組合・協会・市区町村・事業団)に加入する前に加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第20条に基づいて実施された特定健康診査(以下「特定健診」という。)の情報を、当(組合・協会・市区町村・事業団)に提供することが可能となっています。

この提供にあたっては、高確法第27条第1項及び第3項並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第13条第1項において、オンライン資格確認等システムを用いて、当(組合・協会・市区町村・事業団)が旧保険者から特定健診情報の提供を受ける場合は、当(組合・協会・市区町村・事業団)又は旧保険者は加入者又は加入者であった者の同意を得ることは不要とされています。

一方、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令の施行について」(令和3年2月5日付け保発0205第1号厚生労働省保険局長通知)において、「加入者が、旧保険者で実施された特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムにより、現保険者に提供することを希望しない場合は、加入者より現保険者に対してその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合は、現保険者は旧保険者に対し、当該加入者に係る特定健診等に関する記録の写しの提供を求めないこと」とされており、加入者から申し出があった場合は、当(組合・協会・市区町村・事業団)は、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。

### 1. 提供されない具体的な情報項目について

特定健診情報には以下の項目があり、本申請によりその全てが旧保険者から当(組合・協会・市区町村・事業団)に提供されません。

特定健診受診年月日、特定健診情報(身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等)

### 2. 不同意による効果と留意事項について

- 本申請をもって当(組合・協会・市区町村・事業団)はオンライン資格確認等システム上に設定を行い、当(組合・協会・市区町村・事業団)が、加入者が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報が閲覧できないようにします。
- ただし、今後当(組合・協会・市区町村・事業団)から別の保険者へ異動した場合、異動後の保険者において、当該保険者が、加入者が過去に加入していた保険者の保有す

る特定健診情報を閲覧できないようにするために、システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者に対して不同意に係る本申請書を再度提出する必要があります。

(別添2) 加入者からの同意書の例

同 意 書

私は、〇〇〇（提供元の保険者名）が保有する私の特定健診情報を、〇〇〇（提供元の保険者名）から〇〇〇（提供先の保険者名）へ提供することを同意します。

特定健診結果の提供年度

- ・加入期間中の全特定健診情報
- ・ 年度～ 年度（※複数年度の場合）
- ・ 年度（※单年度の場合）

年 月 日

〇〇〇保険者〇〇〇長殿

（提供先又は提供元の保険者の長）

住所

氏名（ふりがな）

生年月日

電話番号

旧住所（直近3カ月で変更した場合）

(別添3) 特定健診等データの提供依頼の文書例

文 書 番 号  
年 月 日

○○○保険者○○長殿  
(提供元の保険者の長)

○○○保険者○○長 ○○○○  
(提供先の保険者の長)

特定健診情報の提供について（依頼）

対象者から同意を得た特定健診情報について、下記のとおり、提供依頼をします。  
なお、提供を受けた特定健診情報については、厳格かつ適正に管理します。

記

1 対象者

氏名（ふりがな）	生年月日	性別	特定健診情報の提供年度
○○ ○○ ( )	年 月 日	男	加入期間中の全特定健診情報
○○ ○○ ( )	年 月 日	女	年度～年度 (※複数年度の場合)
○○ ○○ ( )	年 月 日	男	年度 (※単年度の場合)

2 提供方法

貴保険者が保有されている特定健診情報（紙媒体又は電子媒体）を、同封の返信用封筒に封入の上、返送をお願いします。

連絡先（照会先）  
担 当：  
住 所：  
電 話：

(別添4) 特定健診等データの提供の文書例

文 書 番 号  
年 月 日

○○○保険者○○長殿  
(提供先の保険者の長)

○○○保険者○○長 ○○○○  
(提供元の保険者の長)

特定健診情報の提供について（送付）

年 月 日付け（文書番号）において依頼がありました特定健診情報（紙媒体又は電子媒体）について、別添のとおり提供します。

連絡先（照会先）  
住 所：  
電 話：  
担 当：